

月分以上滞納シタル者ハ前者ニ對シテハ除名、後者ニ對シテハ退會者ト見做スモノトス

但シ大會及理事會ノ決議ニ依ルモノトス

第六章 機關

第十九條 本組合ノ會議ヲ類チ左ノ三種トス

- 一、大會
- 二、理事會
- 三、協議會

(一) 大會ハ本組合員ヲ以テ組織シ毎年一回十一月組合長之ヲ召集シ本組合會計報告、規約變更、其他重要事項ヲ審議ス

大會ノ議長ハ組合長之ニ任シ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス(委任狀ヲ含ム)可否同數ナル時ハ議長之ヲ採決ス

(二) 理事會ハ各社理事ヲ以テ組織シ毎月一回(第一日曜日)理事長ノ召集ニ依リ開催シ本組合ニ關スル重要事項ヲ審議ス

理事會必要ト認メタル場合出席理事三分ノ二以上ノ賛成ヲ得テ臨時大會ヲ開

催スルコトヲ得ルモノトス

(三) 協議會ハ組合員ヲ以テ組織シ副理事長之ヲ召集シ研究審議ス

議定事項ハ大會及理事會ニ附議シ其ノ決議ニ依リ効力ヲ生ズルモノトス

第二十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、組合長 壹名
- 二、理事長 壹名
- 三、副理事長 貳名
- 四、理事 若干名
- 五、會計 貳名
- 六、庶務 參名
- 七、書記 貳名
- 八、編輯 貳名

(二) 組合長ハ組合員中ヨリ組合員ノ公選ニ依ルモノトス

其ノ任務ハ本組合ヲ代表シ事務ヲ總理シ一切ノ責ニ任ズ

五

46 181